

麻生区「花と木ロゴマーク」使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が麻生区「花と木ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてロゴマークとは、麻生区「花と木ロゴマーク」デザイン使用ガイドライン(24川麻企第136号)(以下「ガイドライン」という。)に基づくものをいう。

(使用手続き)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、麻生区「花と木ロゴマーク」使用承認申請書(第1号様式)を麻生区長(以下「区長」という。)に提出しなければならない。

2 区長は、ロゴマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、麻生区「花と木ロゴマーク」使用承認・不承認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承認にあたっては、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する場合は、ガイドラインに定めることを遵守しなければならない。

(使用承認しない場合)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときはロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1)特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合

(2)特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合

(3)区の品位を傷つけ、またはロゴマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合

(4)区が行う事業、または区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合

(5)定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

(6)その他区長が適当でないと認める場合

(無償)

第6条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(所管)

第7条 この要領の所管は麻生区役所まちづくり推進部企画課とする。

(その他)

第8条 その他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月28日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

麻生区「花と木ロゴマーク」使用承認申請書

(宛先) 川崎市麻生区長

(申請者) 住所 (所在地)

団体名

ふりがな
氏名 (代表者)

電話

麻生区「花と木ロゴマーク」の使用について、次のとおり申請します。

1	希望するマーク	<input type="checkbox"/> ヤマユリのみ <input type="checkbox"/> 禅寺丸柿のみ <input type="checkbox"/> 花と木をあわせたマーク (ひらがな) <input type="checkbox"/> その他 () ※いずれかの□にレ点をしてください		
2	使用目的			
3	使用方法	※使用見本を添付してください		
4	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
5	申請者の事業概要 (団体の場合のみ記入)			
	(1) 設立目的			
	(2) 構成者			
	(3) 事業等の概要			
	(4) ホームページ	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ※いずれかの□にレ点をしてください		
(5) 事務担当者	住所			
	<small>ふりがな</small> 氏名		電話	
	E-mail			

(第2号様式)

川麻企第 号
年 月 日

麻生区「花と木ロゴマーク」使用承認・不承認通知書

団体名

氏名（代表者） 様

年 月 日付けで申請のあった麻生区「花と木ロゴマーク」の使用について、
次のとおり（承認・不承認）いたします。

川崎市麻生区長

1	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2	使用承認の条件	
3	理由 (不承認の場合)	
	担当課	麻生区役所まちづくり推進部企画課 電話番号